

重度訪問介護・同行援護・行動援護（概要）

- 一定程度以上の障害者については、重度訪問介護、同行援護、行動援護といった「個別給付（義務的経費）」により訪問系サービスを提供（マンツーマンでの対応）。
- 個別給付については、障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支える上で重要であるが、これらの制度の趣旨や人員・財源の制約などから、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は対象外としている。

	重度訪問介護	同行援護	行動援護
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者） ・ 障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児（重度の視覚障害） 【身体介護なし】 ・ 同行援護アセスメント票の基準を満たす者 【身体介護あり】 上記に加えて ① 障害支援区分2以上 ② 障害支援区分調査項目のうち「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児（重度の知的障害、精神障害） ・ 以下のいずれにも該当 ① 障害支援区分3以上 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者
支援の範囲	<p>居宅における</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ その他生活全般にわたる援助 <p>外出時における</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動中の介護 <p>※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。</p>	<p>外出時における</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動に必要な情報の提供 ○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 ○ その他外出時に必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ○ 移動中の介護 ○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など ○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助
移動の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く
事業所数	<p>7, 485</p> <p>(国保連データ令和2年2月)</p> <p>市内 9(保健所データR3.4.)</p>	<p>5, 906</p> <p>(国保連データ令和2年2月)</p> <p>市内 6(保健所データR3.4.)</p>	<p>1, 799</p> <p>(国保連データ令和2年2月)</p> <p>市内 2(保健所データR3.4.)</p>
利用者数	<p>11, 499</p> <p>(国保連データ令和2年2月)</p> <p>市 3人(R3.10.) 実績 平均3人/月</p>	<p>25, 845</p> <p>(国保連データ令和2年2月)</p> <p>市 22人(R3.10.) 実績 平均10人/月</p>	<p>11, 708</p> <p>(国保連データ令和2年2月)</p> <p>市 7人(R3.10.) 実績 平均1人/月</p>